

令和5年11月7日

告示

当財団は、本日JBC試合ルール第15条、JBC制裁規定第2条第1項5号に基づき、ワタナベボクシングジム（以下「ワタナベジム」という）所属ボクサーである佐山 万里菜（ライセンスNo.46583）選手を令和5年11月4日より1年間のライセンス停止処分とする。

理由： ワタナベジム佐山 万里菜選手は、令和5年11月5日の試合の前日計量において減量失敗による体調不良を理由に試合をキャンセルさせた。

このことは競技としてのボクシングの権威と信用を著しく棄損する行為であり、当財団は佐山 万里菜選手を令和5年11月4日より1年間のライセンス停止処分とする。

当財団は、本日JBC試合ルール第15条、JBC制裁規定第2条第2項2号に基づき、ワタナベジムのクラブオーナー・マネージャーである渡辺 均（ライセンスNo.8956）氏を戒告処分とする。

理由： 渡辺 均は上記記載の事実についてクラブオーナー・マネージャーとしての監督責任を負う義務がある。

以上

一般財団法人日本ボクシングコミッション